

# 料金改定のご案内

いつも当公民館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当公民館は、**令和 2 年 4 月 1 日（水）**より以下のとおり使用料を改定させていただきます。

※開館時間に変更はありません。

（下表は 1 時間単位の使用料）

区 分	基本使用料		冷暖房料
	日 中	夜 間	
大ホール	1,180 円	1,180 円	470 円
小ホール	650 円	650 円	260 円
いこいの部屋	360 円	410 円	140 円
生活の部屋	180 円	210 円	70 円
グループの部屋	180 円	210 円	70 円
趣味の部屋	180 円	210 円	70 円
ステージ控室	180 円	210 円	70 円



（下表は 1 時間単位の使用料）

区 分	基本使用料		冷暖房料
	町 民	町民以外	
大ホール	1,490 円	2,240 円	620 円
小ホール	360 円	540 円	150 円
いこいの部屋	240 円	360 円	100 円
生活の部屋	270 円	410 円	110 円
グループの部屋	260 円	390 円	100 円
趣味の部屋	150 円	230 円	60 円
ステージ控室	140 円	210 円	50 円

誠に恐れ入りますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。 狩川公民館

# 減免割合についても変更になります

現在、減免対象にある町内の団体に対しては、段階的に割合を下げることになりました。

なお、飲酒を伴う場合は飲酒した時間からさらに1段階減免率が引き下げられます。

【令和2年4月1日～】

## ☆減免を適用するには申請が必要です。

- ※ 使用料及び減免割合が変わるため、減免の適用を受ける団体は、**最初の利用申請時に減免申請を提出していただく必要があります。**なお、その際、団体の総会資料、名簿等がある団体は、ご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。  
(団体代表者の印鑑をお持ち下さい。)

《例》

R2.4.1～  
100%減免だった団体 ⇒ 基本使用料 80%減免 ⇒ 飲酒を伴う利用 50%減免 ⇒ 冷暖房料 減免なし

- ※ 部活動、スポ少、PTAが子どもを対象とした事業や部落会(自治会)が利用する場合の基本使用料は100%免除となりますが、冷暖房使用料の減免はありません。
- ※ 詳細については、下記担当までお問合せください。

■担当：社会教育課社会教育係 ☎56-3320

狩川公民館 ☎56-3308

## 主な団体の減免率(令和2年4月1日～)

利用区分	減 免 率 等	
	基 本 料 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料
※町が主催する事業で使用する場合 ※庄内町の保育園、幼稚園、小学校、中学校と庄内総合高校が利用する場合 ※町の特別職が利用する場合(消防団等)	免 除	免 除
・町内の保育園、幼稚園、小中学校もしくは庄総高のPTA、保護者会 ・中学校もしくは庄総高の部活動の保護者会 ・スポーツ少年団もしくはその保護者会 <u>以上の団体が、幼児から高校生までの子どもを対象とする事業で利用する場合(保護者等が主の会議を除く)</u>	免 除	適用無し
<b>【障害者団体】</b> ・庄内町手をつなぐ育成会 ・余目身体障害者福祉会 ・立川身体障害者福祉協議会 ・たんぽぽの会 ・あつとほ一む	免 除	適用無し
・部落会、自治会(子供会含む)	免 除	適用無し
・地域づくり会議 ・青少年育成町民会議 ・部落公民館連絡協議会 ・自治会長会 等	80%	適用無し
・町が事務局に参画している町内の団体	80%	適用無し
・公共的団体(社会福祉協議会等) ・教育委員会が社会教育関係団体と認める町内の団体 ※幼保、PTA、部活動、スポ少の保護者会 等 ※婦人会、老人クラブ、生活学校 等	80%	適用無し
町内の ・民俗芸能の伝承活動 ・郷土史の探究活動 ・環境美化 ・ボランティア活動 を実施する団体	80%	適用無し
町内の ・地域活性化、地域振興 ・子育て支援、青少年育成支援 ・高齢者支援 ・遺族支援 を目的に活動する団体	80%	適用無し
・町の芸術文化協会、体育協会の加盟団体 ・町内の趣味的団体・サークル	50%	適用無し

※印のついた団体以外が利用する際、飲酒を伴う場合は上記の減免率がもう一段階引き下げとなります